

はじめに

伊豆高原メガソーラー問題は、2015年10月6日、伊東市が伊豆メガソーラーパーク合同会社(以下伊豆メガ会社と略す)の申請した八幡野の土地利用事前申請を承認したところから始まります。翌年12月に伊東市議会で本件が明らかになり、直ちに住民の反対運動が巻き起こり、2017年3月に伊豆グリーンプロジェクトチームが当時の佃市長に最初に反対署名を提出しました。以降、住民の反対運動は大きく広がったものの、2018年2月15日、宅地造成等規制法(以下宅造法と略す)による開発許可があり、また異例ともいえる4回に及ぶ

森林審議会の開催を経て7月2日に森林法による開発許可が下りました。一方、工事を実施するために必要な八幡野川の占用申請が2019年2月13日に不許可となったため、工事の許可は得ていたものの3月頃から工事は中断し、現在までその状況が続いています。本体の建設工事の状況に動きがないということではその通りです。その後工事の変更に伴い変更申請が出され、宅造法では2022年7月25日に許可が下りましたが、森林法では雨水排水処理の問題で現在審査が中断しています。現在、伊豆メガ会社が事業から撤退を表明して

いることもなく、開発許可は出しっぱなしで、地元住民がいまだに不安の中にいるのは6年前と何も変わっていません。しかし現在進行している2件の裁判においては、昨年冬に新たな事業者としてハンファに代わって伊豆メガ会社の代表社員となった株式会社「常」が、ハンファ時代に交わした確約書を盾に損害賠償を求める主張を強めてきており、伊豆高原メガソーラーを巡って予断を許さない新たな事態になっています。本号では、事業者や伊東市が今どのように考えているのか、事実をもとに検証していくことにします。

伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(以下規制条例と略す)は伊豆高原メガソーラー建設を止めたのか

伊東市は、2018年8月10日伊豆メガ会社が事業地の入り口で工事を始めたことを認め、規制条例違反事業であるとして8月20日に経産省に報告しています。伊東市は本件事業が規制条例の対象であり、市長の同意を得ないまま工事に着手したとして、規制条例違反と認定しています。その後も伊豆メガ会社による規制条例違反行為が続き、伊東市が勧告したにもかかわらず、これに従わなかったため、伊東市は同年12月26日に経産省訪問、法違反事業として報告して、新FIT法に基づく適正な対応を求めました。経産省は翌2019年1月11日業務改善命令を出しましたが、法違

反事業としてIDの取消をすることはなく、また業務改善命令も2023年2月9日に取り消しています。

一方、伊豆メガ会社は、2021年11月24日、規制条例による市長の同意義務や事業の中止義務がないことの確認を求めて静岡地裁に提訴しました。しかし規制条例は、勧告に従わないときには事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができるだけで、事業を中止させることを強制する規定や罰則規定等はなく、また河川占用不許可処分の理由として伊豆メガ会社が主張するような「規制条例に基づく市長の同意を得ないこと」は河川占

用不許可の理由の一つとして考慮しているにすぎず、これらのことから確認の利益は認められないとして伊豆メガ会社の請求は2023年6月9日の判決で却下されました。このことからはっきりしているように、規制条例は事業の中止を強制することはできません。規制条例がメガソーラー工事の中止をもたらしたことは、伊東市も裁判で認めているように「ない」のです。

さらに法違反事業として認定しても、そのことによって経産省はIDの取消をしていないことを見れば、規制条例違反という法違反行為は、それだけではIDの取消をもたらす力がないということのようです。

営利企業として伊豆高原で太陽光発電事業を実施できるのか〈事業は本当にやれるのか〉

2018年当時の建設工事のコストに比べて、2025年はパネル等の1Kwあたりのシステムコストは大幅に低下していますが、土地造成や施設設置にかかわる人件費、建設資材費、輸送コスト等は大幅に値上がりしており、伊豆メガ会社も2022年7月に取得した宅造法の第2回変更申請においては、土地造成区域を縮小してきています。一方で収入については、2020年4月から20年間の買電保障との契約の下です

に5年間は売電機会を喪失しており、さらに完成までの工事期間を考えれば、10年近い販売機会を失うことが想定されます。如何にシステムコストが軽減されてきているとはいえ、販売額が半減してしまう中で、販売利益の確保は非常に難しいと推測されます。本件は大型の融資を必要とする事業であることは間違いなく、融資を受けられるような事業計画にまとめることができるか大いに疑わしいところです。



2025年9月時点の現場事務所

さらにコスト削減のために運用管理コストを削減するとすれば、安全管理がおろそかになって周辺住民へ災害をもたらすリスクが増大、加えて事業年度が経過した後のパネルの廃棄コストをどのように捻出するのか、今の段階では何も見えておらず、そのまま放置されて産業廃棄物の山になってしまうことが強く懸念されます。メガソーラーを建設したら負の遺産が残るリスクは極めて大きいと言わざるを得ません。

伊豆メガ会社の代表社員である株式会社「常」はどう考えているのか

新しい事業者となった株式会社「常」は、県にも市にもほとんど顔を見せていません。八幡野で太陽光発電事業をやるといふなら、現地事務所を設置し、現場管理者を置いて行政とも密接に対応するのが普通ですが、そういう動きは一切確認できていません。現地事務所は電気も引かず、現地管理者もいない無人状態が続いています。「常」は太陽光事業もやりますが、太陽光発電所の転売事業も手掛けています。今回の動きを見ていると、採算の取れる事業として確信があるようには見えませんが、むしろハンファが損切で手放した伊豆高原メガソーラー事業で何らかの収入を確保できればいいと考えているのか見えないのです。「常」による買取価格がいくらであったかは不明ですが、韓国の財閥のハンファが高額で売却したとは考えられません。

「常」が発電事業以外で収入を得る機会、事業の転売と伊東市からの事業に対する補償金の二つの要素が考えられます。仮に発電事業をやりたい気であっても、有利なビジネスチャンスを確認するために転売は有力な選択肢の一つになります。しかし、最近の河川占用不許可処分の取消請求裁判の経過を見ていると、この裁判では伊東市の賠償責任も争っているのです。事業者の主張が、河川占用不許可処分の取消を重点にしているのか、又は伊東市の賠償責任を追及する方に力が入っているのかを注視する必要があります。支援する会はこの河川裁判の資料を閲覧していますが、当事者が「常」に変わった後、公判で確約書違反で損害を受けたと主張して損害賠償を従来に比べて強く求めてきているように見えます。しかし2021年に確定した東京高裁の判決を踏ま

えれば、市長の裁量権の濫用がないので伊東市には賠償責任は生じないと私たちは見っていますが、伊豆メガ会社は今年に入って伊東市への賠償請求だけでは済まないような追及をしてくれているようです。小野市長（当時）の責任を追及しているようであり、確実に金をとるためには賠償金ではなく、補償金とか、和解金とかのレベルを想定しているかのようです。和解金であれば、市議会で決議すれば支払うことはできます。事業者はこうした解決を視野に入れているのではないのでしょうか。確約書のもう一方の当事者であるハンファの弁護士が今でも裁判に関わっているならば、確約書を受領した時期とも相まって、確約書を盾にした補償要求は少し怪しいことにもなりかねませんが、確約書に関わっていない「常」の弁護士ならばそのようなリスクはないと考えているのでしょうか。

伊東市に期待する

伊豆高原メガソーラー建設の事業撤回に向けて、事業者に建設を進める意思がないならば、静岡県と連携し、これまで出された宅造法や森林法の許可の返上を事業者に働きかけ、メガソーラー建設を根底からなくす方策を追求していくことを私たちは要望します。また伊東市として、伊豆メガ会社が事業地の形質の変更を一部実施しているの所以对する防災措置をきちんと講じ

るように指導してもらいたい。住民は、防災措置が実現していなければ、災害発生の危険に常にさらされることになるのです。

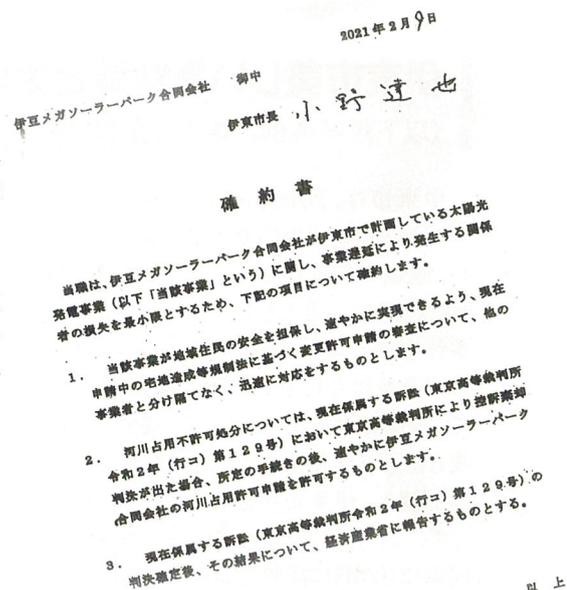
さらに、伊東市は、伊豆メガ会社の伊豆高原メガソーラー事業を規制条例違反事業として認定しているの、経産省にこれまで以上に強く働きかけ、新FIT法に基づくIDの取消を実現してもらいたいと考えます。

住民の納得いく解決を

支援する会が、河川占用不許可処分の取消請求裁判記録を閲覧したところ、伊豆メガ会社が投資による損失の補償に焦点をあて、こうした損失が小野市長（当時）と交わした確約書によって発生しているとして、確約書に違約して河川占用を許可しなかった場合は、損失を賠償すべきだと主張していることがわかります。ハンファは当初の不許可処分によって生じた損失も主張していましたが、株式会社「常」はこれらの損失はハンファが償却したということで、あまり触れ

ないのでしょうか、むしろ確約書によって生じた損失を強調しているように思われます。損失がいずれの理由で生じたとしても、投資は事業者の判断で行うもので、常に損失のリスクを負っています。本件事業によって損失が出たとすればそれは事業者の投資判断の結果であり、伊東市の責任ではなく、伊東市が補償するいわれは全くありません。しかも2019年に出された河川占用不許可処分は東京高裁の判決では市長の裁量権の濫用には当たらないと認められて

おり、事業者の主張は全くの言いがかりとしか思えません。私たち住民は不当な解決、安易な解決、とりわけ事業者が主張するような確約書を理由にした補償は絶対に認めることはできません。伊東市として、是非住民の思いを受け止めてしっかり対処していただきたいと改めて要望いたします。また、森林法の審査にも大きく影響する係争中の八幡野川の河川占用不許可処分については、自ら下した不許可処分の堅持を強く要請致します。



支援金
の
お願い

- ゆうちょ銀行からは：記号12380 番号 62117081
- ゆうちょ銀行以外の金融機関からは：
[店名] 二三八(ニサンハチ) [店番] 238
普通預金 [口座番号] 6211708
- [口座名] イズコウゲンメガソーラーソシヨウワシエンズルカイ

行政裁判のための
費用が必要です
地域の環境を守るために
みなさまのご支援を
よろしく
お願いいたします



<http://izukougen-ms.com/>

2025年5月以降、支援する会の代表は幹事会での承認を得て、5月27日に田久保氏から平澤氏へ、9月2日に平澤氏から徳本氏に交代しています。また、田久保氏は本人の申し出により7月26日に退会しております。